

## 育児休業取得促進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1. 計画期間 2021年 10月 1日～ 2024年 9月 30日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児取得予定者に「育児復帰支援プラン」を策定し、円滑な育児取得・職場  
復帰をサポートする。

<対策>

- 2021年 10月～ 全社員に対し、「育児復帰支援プラン」や両立支援制度、育児  
休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2021年 11月～ 育児取得予定者に「育児復帰支援プラン」策定開始

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・  
バランスに関する評価項目を追加する。

<対策>

- 2021年 12月～ 評価項目・評価基準等の検討
- 2022年 2月～ 人事評価制度の改定について周知、評価者研修の実施
- 2022年度～ 新人事評価制度による評価実施

目標3：育児休業時や育児目的休暇にも使うことができるよう失効する有給休暇を最大  
5日積み立てることができるよう積立有給休暇を新設する。

<対策>

- 2021年 11月～ 積立有給休暇制度の検討